

大通達甲（情管）第29号
令和2年3月31日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

大分県警察における情報処理能力検定に関する規程の運用について（通達）
大分県警察における情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）については、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）及び大分県警察における情報処理能力検定に関する規程（平成27年大分県警察本部訓令第18号。以下「規程」という。）に基づき実施しているところであるが、能力検定に係る細目的事項を下記のとおり定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 能力検定の受験資格

- (1) 初級及び中級の能力検定は、特に受験資格を設けない。
- (2) 上級の能力検定の受験資格は、当該能力検定が実施される年度の前年度までに中級の能力検定に合格した者とする。

2 能力検定の実施方法

(1) 初級及び中級の能力検定

- ア 警務部情報管理課長（以下「検定実施者」という。）は、初級及び中級の能力検定を、1年に1回以上実施すること。
- イ 検定実施者は、初級及び中級の能力検定の試験問題について、規程第2条に規定する知識及び技能を基準として、試験項目（別表第1）に基づき出題すること。
- ウ 初級及び中級の能力検定の実施時間については2時間とし、出題数については20問とする。

(2) 上級の能力検定

- ア 検定実施者は、警察庁による上級の能力検定が実施される時は、前記1(2)に該当する者に対し、当該検定の実施期日、実施場所、試験項目その他必要な事項を通知すること。
- イ 上級の能力検定の受験を希望する者は、検定実施者を通じて受験に必要な手続を行うこと。

3 能力検定の合格基準

初級及び中級の能力検定は、60パーセント以上の正解をもって合格とする。

4 合格者情報の記録等

- (1) 検定実施者は、能力検定の実施後速やかに、当該能力検定の合格者の情報を職員情報管理システム（「大分県警察統合情報通信ネットワークシステムによる職員情報システムの運用について」（平成30年9月25日付け大通達甲（警務）第11号ほか）に規定する

情報管理システムをいう。)により電磁的に記録し、適切に維持管理すること。

(2) 記録する合格者の情報は、別表第2のとおりとする。

5 能力検定の取得及び認定

(1) 上位の能力検定に合格した者は、下位の能力検定に合格した者とみなす。

(2) 初級及び中級の能力検定の受験を希望する者が、専科教養又は各種講習会を修了した者等であって、規程第2条に規定する知識及び技能を有していると認める場合は、情報処理能力検定に関する訓令第6条の規定に基づき、改めて試験を行うことなく当該検定に合格した者としてすることができる。この場合において、検定実施者は、当該受験を希望する者を合格者とするよう警察本部長に上申すること。

(3) 異動、学校入校等により、大分県警察以外の実施機関（警察庁（警察大学校及び科学警察研究所を含む。）、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び都道府県警察をいう。）において能力検定に合格した者については、大分県警察において同等の能力検定に合格した者とみなす。

(情報管理課企画・指導係)

別表第1

試験項目

試験の項目	出題範囲		
	初級	中級	上級
1 情報処理における各種法令等に関する知識			
(1) 個人情報の保護に関すること。	○	○	○
(2) 警察情報セキュリティポリシーに関すること。	○	○	○
(3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。	○	○	○
(4) その他関連法規に関すること。	○	○	○
2 コンピュータシステムに関する知識			
(1) ハードウェア及びシステムに関すること。	○	○	○
(2) ソフトウェアに関すること。	○	○	○
(3) ネットワークに関すること。	○	○	○
(4) データベースに関すること。	○	○	○
(5) 情報セキュリティに関すること。	○	○	○
3 アプリケーションの利用に関する知識（オフィスツール）	○		
4 アプリケーションに関する知識（マークアップ言語及びマクロ）及びプログラミングに関する基礎的知識		○	
5 プログラミングに関する知識			○
6 システムの開発及び管理に関する知識			
(1) 設計に関すること。			○
(2) テストに関すること。			○
(3) 開発管理に関すること。			○
(4) システム監査に関すること。			○

別表第2

1	級位	4	機関名	7	職員番号
2	合格年度	5	所属	8	氏名（漢字）
3	合格番号	6	官職（階級）	9	氏名（フリガナ）